

(質問) 平成 26 年 9 月議会で霧島木質発電の地下水採取問題で地下水の秩序ある利用を促す目的の地下水取水規制条例を制定すべきではと質問した。『調査研究をし、規制が必要であれば条例制定などの対応の検討したい』との答弁を受けている。現在、どのような検討状況にあるかを問う。

(生活環境部長答弁) 地下水を含む水資源については、平成 26 年 3 月に成立した水循環基本法において「国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いもの」として初めて法的に位置付けられ、国、地方公共団体、事業者並びに国民の責務が明確になっている。さらに平成 27 年 7 月には、同法に基づく水循環基本計画も定められ、その中で「地方公共団体は、国との連切な役割分担の下、地域の実態や特性に応じて水循環施策に柔軟かつ段階的に取り組むことが重要である」と示されており、本市としても、健全な水循環を維持し、包括的に推進していくことは非常に重要であると認識している。しかしながら、水は、地表水または地下水として河川の流域を中心に循環していることから、本市が加盟している水資源保全全国自治体連絡会においても、自治体の枠を越えた連携等の重要性について言及されているため、地下水を含む水資源の保全を目的とした条例については、このことなどを踏まえながら、現在検討している。

#### 質問席での Q & A

Q：検討とは制定する方向と理解してよいか？

環境衛生課長：条例を制定する方向での検討である。

Q：時期は？

生活環境部長：はっきりした時期は言えないが、条例制定の準備をしている。